（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一号中「平成三十六年六月十七日」を「令和六年六月十七日」に改め、同条第二号中「平成三十一年九月七日」を「令和元年九月七日」に、「平成三十六年六月十七日」を「令和六年六月十七日」に改める。

（平成二十八年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号の二、第十五条第一項、第二十八条第一項及び第四十一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（平成二十九年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第九条及び第十二条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十四条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（平成三十年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第七号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第十七条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第二十二条第四項から第六項まで及び第二十七条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二十九条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第三十条第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第三十四条第四項から第六項まで及び第四十条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四十二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第四十三条第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第四十五条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日まで」を「令和二年四月一日から令和三年九月三十日まで」に改め、同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第七条　民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令」に改める。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令の一部改正）

第八条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（平成三十年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「平成三十二年六月二十一日」を「令和二年六月二十一日」に改める。

（地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

（平成三十一年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第七号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第六条第二項中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第七条第一項及び第八条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十一条第二項中「平成三十四年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改める。

附則第十二条及び第十三条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十一年から平成三十三年まで」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。）から令和三年まで」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改める。

附則第十五条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。